

○那須塩原市奨学資金貸与基金条例

平成17年1月1日

条例第78号

改正 平成27年9月30日条例第39号

(設置)

第1条 奨学資金の貸与に関する事務を円滑かつ効率的に行うため、奨学資金貸与基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、寄附金、那須塩原市一般会計繰入金及び奨学金の償還金を積み立てるものとする。

(基金の管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、那須塩原市一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財務上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(貸与資格)

第6条 奨学資金は、次の各号のいずれにも該当する者に対して貸与するもの

とする。

(1) 市内に住所を有する者（保護者又はこれに代わる者が市内に住所を有する者を含む。）

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく高等学校、高等専門学校、短期大学、大学又は専修学校の専門課程に在学する者で、経済的理由により修学が困難なもの

イ 学位の取得を目的として、海外のその国における教育制度による大学若しくは短期大学又はそれらに準ずる学校に在学する者

(3) 学術優秀で品行方正である者

(4) 市税を滞納していない者

(5) 規則で定める要件を満たす連帯保証人を付すことができる者

（平27条例39・一部改正）

（貸与額）

第7条 奨学資金の貸与額は、規則で定める。

（平27条例39・旧第8条繰上）

（貸与条件）

第8条 奨学資金の貸与条件は、次に定めるところによる。

(1) 無利子とする。

(2) 貸与期間は、奨学資金を受けるに至った月からその学校の正規の修了月までとする。

（平27条例39・旧第9条繰上・一部改正）

（休止、停止及び取消し）

第9条 那須塩原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、奨学生が

次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、奨学資金の貸与を休止、停止又は取消しをすることができる。

- (1) 傷病のため成業の見込みがないとき。
- (2) 第6条に定める要件に該当しなくなったとき。
- (3) 休学したとき。
- (4) 奨学資金の貸与を辞退したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、奨学生として適当でないと認めたとき。

(平27条例39・旧第10条繰上・一部改正)

(奨学資金の返還)

第10条 奨学資金は、貸与の終了した月の翌月から起算して、貸与期間の4倍の期間以内に年賦、半年賦又は月賦の方法により返還するものとする。

2 前条の規定により、奨学資金の貸与を取り消されたときは、原則として貸与された奨学資金の全部を一時に返還しなければならない。ただし、教育委員会が特別な事情があると認めたときは、この限りでない。

(平27条例39・旧第11条繰上・一部改正)

(返還金の猶予)

第11条 教育委員会は、奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、経済的理由を勘案して特に必要があると認めたときは、相当期間返還を猶予することができる。

- (1) 学校教育法の規定に基づく高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院又は専修学校の専門課程に在学する者
- (2) 疾病その他正当な理由により、奨学資金の返還が困難である者

(平27条例39・追加)

(遅延損害金)

第12条 教育委員会は、奨学生であった者が正当な理由がなく奨学資金の返還を遅滞したときは、遅延損害金を請求することができる。

(平27条例39・追加)

(返還金の減免)

第13条 教育委員会は、奨学生又は奨学生であった者が、死亡、障害若しくは災害等により返還が不能となったとき又は特別の事情があるときは、返還金を減額し、又は免除することができる。

(平27条例39・旧第14条繰上・一部改正)

(選考委員会への諮問及び答申)

第14条 教育委員会は、奨学資金の貸与の可否について、那須塩原市奨学生選考委員会条例（平成27年那須塩原市条例第34号）第1条の規定に基づき設置される那須塩原市奨学生選考委員会に諮問し、その答申を踏まえ、貸与の可否を決定するものとする。

(平27条例39・追加)

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(平27条例39・旧第16条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の黒磯市奨学資金貸与基金条例（昭和57年黒磯市条例第16号）、西那須野

町奨学資金貸与基金条例（平成13年西那須野町条例第1号）又は塩原町奨学資金貸付基金条例（昭和43年塩原町条例第10号）（以下これらの条例を「合併前の条例」という。）の規定により積み立てられた現金、債券、有価証券等は、それぞれこの条例により積み立てられた基金とみなす。

- 3 施行日の前日までに、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成27年9月30日条例第39号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（返還期間に関する経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に奨学資金の貸与を受けている者の返還期間については、この条例による改正後の那須塩原市奨学資金貸与基金条例第10条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。